

認可地縁団体が所有する不動産にかかる登記の特例制度に必要な書類について

- 1 不動産の登記事項証明書
- 2 申請不動産に関し、地方自治法第260条の46第1項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類

- 3 申請者が代表者であることを証する書類

- 4 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

4については下記の(1)～(3)を提出

- (1) 認可地縁団体が不動産を所有及び10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と専有していること

【具体例】

1.認可地縁団体が不動産の所有又は占有している事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等
--

上記に加え、以下のいずれかの資料と併せて疎明します。

- ・ 公共料金の支払領収書
- ・ 閉鎖登記簿の登録事項証明書又は謄本
- ・ 旧土地台帳の写し
- ・ 固定資産税の納税証明書
- ・ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 など

また、これらの資料の宛先又は名義は原則認可地縁団体となっている必要があります。
なお、これらの資料の入手が困難な場合には、資料の入手が困難であった理由を記載し書面を提出するとともに、不動産の隣地の所有権の登記名義人や不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面や、不動産の所有を証する写真等の提出が必要です。

- (2) 不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつての構成員であった者であること

【具体例】

- ・認可地縁団体の構成員名簿
- ・市が保有する告示事項証明書
- ・墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） など

これらの入手が困難な場合は、資料の入手が困難であった理由を記載した書面を提出するとともに、申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であることについて、申請不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面等の提出が必要です。

(3) 不動産の登記関係者の全部または一部の所在が知れないこと

【具体例】

- ・登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面
- ・登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面
- ・申請する不動産の所在地に係る精通者等が、登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面 など

この特例制度を申請する認可地縁団体は、登記関係者（表題部所有者もしくは登記名義人またはこれらの相続人）のうち少なくとも一人について、所在が知れないことを疎明する資料（上記具体例など）を添付してください。

また、この場合において、認可地縁団体が当該事項を疎明するに当たっては、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについての同意を得ておくことが望ましいです。